◎国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

（平成一五年三月三一日法律第一六号）

一、提案理由（平成一五年三月一八日・衆議院財務金融委員会）

○塩川国務大臣　ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

……（略）……

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

国際開発協会は、世界銀行グループの中核機関として、所得水準が一定以下の開発途上国に対し、長期かつ無利子の融資を行うことを主たる業務とする機関であります。先般、同協会の二〇〇三事業年度から三年間における財源を確保するため、第十三次の増資を行うことが合意されました。

政府といたしましては、国際社会の一員として開発途上国の経済発展と貧困削減に貢献するとの見地から、この第十三次増資に係る追加出資を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容は、政府が国際開発協会に対し、二千四百七十八億四千四百四十万円の追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずるものであります。なお、今回の追加出資額については、我が国の現下の経済力や財政状況、昨今のＯＤＡをめぐる国内の議論を踏まえ、前回増資時より減額しております。

以上が、両法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告（平成一五年三月二〇日）

○小坂憲次君　ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……（略）……

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国際開発協会の第十三次増資に伴い、政府が、同協会に対し、従来の出資の額のほか、二千四百七十八億四千四百四十万円の範囲内において追加出資することができることとするものであります。

両案は、去る三月十八日当委員会に付託され、同日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

次いで、関税定率法等の一部を改正する法律案に対し、生方幸夫君から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されました。

両案及び修正案について直ちに質疑を行い、質疑を終局した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……（略）……

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一五年三月二八日）

〇柳田稔君　ただいま議題となりました四法案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……（略）……

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授権する規定を追加するものであります。

委員会におきましては、以下の二法案を一括して議題とし、知的財産権侵害物品等の水際取締り体制を強化する必要性、牛肉に係る関税の緊急措置発動の見通しと国民生活への影響、国際開発協会の無償資金供与に対する政府の認識等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

両法律案につきましては、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より両法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、両法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……（略）……

以上、御報告申し上げます。